

第16日

令和7年6月27日（金）

午前10時零分開議

○議長（小島清人君） 皆様、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は18名で、会議は成立いたします。

議事日程表をお開きください。本日の議事日程については、タブレットに掲載のとおりであります。御了承願います。

審査結果報告書をお開きください。

委員会付託中の議案について、タブレットに掲載のとおり、審査結果報告書が提出されました。よって、これより本件の審議に入ります。

それでは、総務文教常任委員会に付託していた第48号議案外3件を議題とし、総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

（総務文教常任委員長 仲山 寛君登壇）

○総務文教常任委員長（仲山 寛君） ただいま議題となりました第48号議案外3件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論を簡潔に御報告いたします。

まず、第48号議案朝倉市スクールバスの住民利用に関する条例を廃止する条例の制定についてです。本件は、朝倉市スクールバスの住民利用について規定する条例を廃止するものです。対象路線は、あいのりスクールバスの佐田コース及び黒川コースです。今回、廃止する条例は、路線バス佐田・矢野竹線の廃止に伴い、交通空白地区の解消を目的に、高木地区において児童生徒が利用するスクールバスを地域住民も利用できるよう、平成23年に制定されたものです。平成29年7月九州北部豪雨後に高木地区の公共交通の利用者数が大幅に減少したことを受け、将来にわたって持続可能な交通を確保するための検討が、令和4年度から始められ、令和5年度には高木地区住民との本格的な協議が開始されました。

その結果、令和5年度までは、あいのりスクールバス及びあいのりタクシー黒川線の並行運用、その後、令和6年度にはあいのりスクールバス及び自家用有償旅客運送条例に基づくあいのりタクシー高木号実証実験の並行運用という形を取り、運転手の確保と予約受付は高木地区の住民主体で行われてきました。

高木地区住民の意向を踏まえ、令和7年度からはあいのりスクールバスの住民利用を廃止し、あいのり高木号を本格運行することとなったものです。このことにより、住民の移動の利便性の向上が図られ、地域公共交通の維持・継続が見込まれます。

審査に当たりましては、本格運行が開始されるあいのりタクシー高木号の予約方法及び運転手の確保の手段についてただしました。

執行部によりますと、乗車予定日の1週間前から前日までに高木コミュニティセンター

に電話することで予約が可能であり、運転手の確保については、高木地区交通を考える会へ業務委託することです。

本委員会としましては、高木地区における公共交通の確保のため、十分な協議及び実証実験を経て、新たな運行形態が決定されたことに伴う条例の廃止であることから、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第49号議案朝倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本改正は、国のDX推進施策の一つである地方公共団体情報システムの標準化により、住登外者宛名番号管理機能を導入することに伴い、規定の整備を行うものです。

まず、本改正の背景について説明します。今回、国の標準化システムにおける管理機能を導入することとしている住登外者宛名番号とは、市が業務に必要な範囲において他市町村で住民登録されている人の個人情報を管理するに当たり、付番する番号のことです。

今改正は、標準化システム内の機能を使用して、住登外者宛名番号を付番及び管理する事務が、各自治体の個人番号の独自利用事務に該当するため、条例を整備するようこの国からの通知がなされたことに対応するものです。

次に、改正の内容について説明します。1点目に個人番号の利用が可能な事務に、市長または教育委員会が行う住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務を追加するものです。

2点目に個人番号利用事務において利用できる特定個人情報に、住登外者宛名情報を追加するものです。

3点目に教育委員会へ情報提供を行う事務及び特定個人情報に、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務及び住登外者宛名情報を追加するものです。

なお、いずれも住登外者宛名番号を付番及び管理する事務を独自利用事務として定めるものであり、実質的な制度改正ではないため、市民生活への影響はありません。本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第50号議案朝倉市過疎地域持続的発展計画（朝倉・杷木地域）の変更についてです。

本件は、令和3年度に策定した朝倉市過疎地域持続的発展計画（朝倉・杷木地域）の変更にあたり、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定により、議会に議決を求められているものです。

本計画に記載された事業には、充当率100%、交付税算入率70%の過疎対策事業債が充当でき、有利な財政措置の元で事業を推進することが可能となります。変更の内容は、現行の計画に記載していない事業について、令和7年度に過疎債の活用を予定しているため、

当該事業を計画に追加するものです。

追加する事業は、公共施設間をネットワーク接続しているイントラネットの更新業務及び広域ごみ処理施設であるサン・ポートの新施設建設に伴う設置費負担金の2件です。

まず、イントラネットの更新業務についてです。現在、稼働しているイントラネットは、平成12年及び平成17年に整備されたもので、最も古い光ファイバケーブルで25年が経過しています。老朽化による断線などのリスクを回避するため全面的な更新を行い、同時にコスト面でのメリットの大きい民間事業者の提供するネットワークサービスへ切り替えるものです。当該事業が本計画に記載されることにより、イントラネット更新業務の対象である市内64拠点のうち、朝倉地域及び杷木地域に所在する21拠点の整備に対し、過疎債の充当が可能となります。

次に、広域ごみ処理施設サン・ポートの新施設建設に伴う設置費負担金についてです。現在のサン・ポートは令和9年度末で稼働から25年となることから、令和14年度稼働に向けて新施設への建て替えが決定しています。新施設建設の経費は、サン・ポートにおいて一般廃棄物処理事業債の活用が予定されていますが、朝倉市の旧朝倉町及び旧杷木町負担分においては、過疎債を活用したほうが有利であることから、市の負担軽減を図るため、今回、対象事業に追加しようとするものです。

新施設建設の負担割合については、平等割10%、人口割90%となっており、平等割においては、構成自治体の合併前の旧8市町村で算出し、8分の3を朝倉市が負担します。また、人口割においては、直近の国勢調査人口に基づき、旧市町村ごとの負担割合を算出します。旧朝倉町及び旧杷木町の令和2年度国勢調査人口の割合は13.11%です。当該事業が本計画に記載されることにより、平等割及び人口割における旧朝倉町、旧杷木町の分担金に対し、過疎債の充当が可能となります。

一般廃棄物処理事業債の充当率は、国庫補助事業で90%、単独事業で75%であり、交付税算入率は国庫補助事業で50%、単独事業で30%です。これに対し、さきに延べましたように、過疎債の充当率は100%、交付税算入率は70%であることから、過疎債を活用することで市の負担がより軽減されます。本委員会としましては、今回の事業の追加により、過疎債の活用が可能となることで、市の財政上、最も有利に事業を推進できると考えられることから、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第51号議案辺地に係る総合整備計画の変更についてです。本件は、黒川辺地に係る総合整備計画を変更するに当たり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定により、議会に議決を求められているものです。

辺地とは、交通条件等に恵まれていない山間地等で、政令で定める一定の要件に該当する地域を指し、辺地に係る総合整備計画を策定した市町村は、その計画に基づく公共施設等の整備事業の財源に辺地対策事業債を充当することができます。辺地債の事業費への充

当率は100%、交付税算入率は80%です。変更の内容は、計画の対象となる辺地の範囲の見直し及びコミュニティバス事業の追加です。

まず、辺地の範囲の変更についてです。変更前は、黒川地区、佐田地区、それぞれに辺地計画を策定していたものを、変更後は黒川地区の辺地計画に佐田地区の6つの区域を追加する形で、高木地区の辺地計画に変更します。

これは、高木地区を一体的に整備するコミュニティバス事業を実施することとなったこと等によるものです。高木地区のコミュニティバス事業に係る経過等については、さきに第48号議案朝倉市スクールバスの住民利用に関する条例を廃止する条例の制定についてで御説明したとおりです。新たに整備したコミュニティバス事業では、佐田及び黒川地区内は自宅までの運行、寺内ダム上流から十文字まではコース路線上で自由な乗り降りを可能とし、十文字からバイパスを経て、市役所及び甘木市街地内は、各バス停で乗り降りする運行形態となります。

審査に当たりましては、新たに計画に追加するコミュニティバス事業の財源内訳についてただしました。執行部によりますと、事業費のうち、2分の1については国庫補助の活用を予定しているとのことでした。本委員会としましては、今回の計画の変更により、辺地債の活用が可能となることで、市の財政上、最も有利に事業を推進できると考えられることから、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過と結論です。本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（小島清人君） 補足説明があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、以上で総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより、報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。3番、飯田議員。

○3番（飯田早苗君） 第50号議案について、ちょっと質疑をさせていただきます。

非常に市の財政負担の軽減ということで、一般廃棄物処理事業債と過疎対策事業債、やっぱり過疎対策事業債のほうが非常に活用したほうが有利というのはもう数字の、今の委員長の説明で分かります。それで、過疎対策事業債というのが、朝倉市の場合は、全地区が過疎地域に指定されているんじゃないかって、一部過疎という中で指定になっています。今後、この過疎地域が衰退したり、行政サービスがなかなか行き届かなかったり、人口減少が激しいということでこの債権が、そもそも国からこういう債権ができたと思っておりますが、その件について、過疎地域に対しても今後、サン・ポートに対する建設費というのはかなり大きな金額だと思いますので、過疎地域も何かのあれでちゃんとこの過疎債を使って、今後ちゃんと支援していただくかどうかという協議はなされたのかどうかと、それについて質疑をさせていただきます。

○議長（小島清人君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（仲山 寛君） 議員おっしゃることは、大変重要なことだと思いますけれども、今回、私たち総務文教常任委員会で議論をさせていただいたのは、過疎債におけるこの2つのイントラネットとサン・ポートの新施設の財源の問題についての議論をさせていただいた内容だけでございますので、今回は、そういう議論はさせていただいておりません。以上です。

○議長（小島清人君） 3番、飯田議員。

○3番（飯田早苗君） 十分理解できました。やはり、財政のことを考えたら、やっぱり過疎対策事業債というのを利用する、使うほうが非常に市の負担はないということで、その辺のところで判断して結論を出されたということでございますので、その辺は理解したところです。ありがとうございます。

○議長（小島清人君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（総務文教常任委員長 仲山 寛君降壇）

○議長（小島清人君） それでは、第48号議案朝倉市スクールバスの住民利用に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第48号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第49号議案朝倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第49号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第50号議案朝倉市過疎地域持続的発展計画（朝倉・杷木地域）の変更についてを

議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よって、第50号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第51号議案辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よって、第51号議案は原案のとおり可決されました。

次に、建設経済常任委員会に付託していた第52号議案外6件を議題とし、建設経済常任委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長。

(建設経済常任委員長 熊本正博君登壇)

○建設経済常任委員長(熊本正博君) ただいま議題となりました第52号議案外6件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論を簡潔に御報告します。

まず、第52号議案土地改良事業計画の変更についてです。平成29年7月九州北部豪雨により被災した黒川地区の農地改良復旧事業について、福岡県が行う河川拡幅に伴い、土地改良事業計画を変更する必要性が生じたため、土地改良法第96条の3第1項の規定により議決を求められているものです。

本件は、令和元年6月定例会での議決を経て、市営河川黒川の最上流部から下流部の区域、約5キロメートルを上流、中流、下流の3工区に分けて区画整理工事を行っていたところ、令和5年7月の豪雨により再度被災し、その被災を受けて下流部の疣目口、元のみ換地区で、福岡県が県営河川黒川の改良復旧による拡幅を行うこととなりました。そのため、農地区画の大幅な見直しにより、農地が減少するため変更するものです。

計画変更の内容については、まず主要工事計画について実施設計及び河川拡幅に伴う数量の減少、次に、工事着手及び完了年度について、工事の実態に合わせ、令和元年度から令和5年度の5か年を令和元年度から令和8年度の8か年に変更します。

最後に、事業費について、実施設計や河川拡幅等による工法変更等の工事数量の減に伴い、21億2,000万円を19億863万5,000円に改め、2億1,136万5,000円の減額となります。

本委員会としましては、今回の変更は、令和5年7月の豪雨により再度被災したことによる変更であり、より安全を高めるための措置として執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第53号議案工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について（黒川地区）です。

本件は、平成29年7月九州北部豪雨により被災した黒川地区（真竹・黒松換地区）の農地改良復旧工事について、物価等の急激な変動、運搬車両の見直し、農道橋の追加及び現地精査による設計数量の変更に伴い、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会に議決を求められているものです。変更内容は、請負契約額4億2,537万円を5億4,279万2,800円に改めるものです。

本件は、令和3年6月定例会での議決を経て、株式会社才田組と工事請負契約を締結しているもので、今回の変更により、請負契約額は1億1,742万2,800円の増額となります。

審査に当たりまして、運搬車両を10トン車から4トン車に変更した件について、詳しい経緯をたどりました。執行部によりますと、区画整理工事と河川工事が重なり、数台のトラックが重なって通行することが多いにも関わらず、一部区間で道路が狭く、一般車両との離合が難しいことから、地元車両を長く待たせることがあり、そのことを考慮して国との協議を行った結果、協議が整ったため変更することです。

本委員会としましては、今回の変更は地元の意向を考慮したことによる運搬車の見直し、農道橋の設置等であるため、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第54号議案工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について（赤谷川3工区）です。

本件は、平成29年7月九州北部豪雨により被災した赤谷川地区（3工区）の農地改良復旧工事について、令和5年7月の豪雨により復旧を終えていた箇所が再度被災し、平成29年災分と令和5年災分のうち、数量の取りまとめが完了した令和5年災分の復旧工事の追加をするものです。それに伴い、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会に議決を求められているものです。

変更内容は、請負金額3億4,530万1,000円を3億8,748万6,000円に改めるものです。本件は、令和3年3月定例会での議決を経て、株式会社協和工業と工事請負契約を締結しているもので、今回の変更により請負契約額は4,218万5,000円の増額となります。

審査に当たりまして、復旧工事が完了した箇所の再被災について、担当室としてどう捉えているかについてたどりました。執行部によりますと、問題点として認識しており、緊急自然災害防止対策事業債等を活用しながら、のり面の保護や土砂流入防止のための簡易

な土のう等を置くことで対応しているとのことです。

本委員会としましては、スピード感を持って工事を行うための変更であり、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第55号議案工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について（赤谷川下流域地区）です。

本件は、平成29年7月九州北部豪雨により被災した赤谷川下流域地区の農地改良復旧工事について、物価等の急激な変動、農地に不適当な土砂の搬出、雑物除去、及び現地精査等による設計数量の変更に伴い、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例の規定により、議会に議決を求められているものです。

変更内容は、請負契約額2億4,175万8,000円を3億1,393万1,200円に改めるものです。本件は、令和3年9月、定例会での議決を経て、株式会社協和工業と工事請負契約を締結しているもので、今回の変更により請負契約額は7,217万3,200円の増額となります。

審査に当たりまして、雑物の主なものについてただしました。執行部によりますと、雑物の主なものはハウスの部品とのことです。本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第56号議案工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について（朝倉市新庁舎）です。

本件は、朝倉市新庁舎建設工事について、物価等の急激な変動により、請負契約額を変更する必要が生じたことに伴い、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議会に議決を求められているものです。

変更内容は、請負契約額59億8,510万円を60億5,990万円に改めるものです。本件は、令和6年1月臨時会での議決を経て、前田・才田・羽野特定建設工事共同企業体と工事請負契約を締結しているもので、今回の変更により請負契約額は7,480万円の増額となります。

審査に当たりまして、請負業者が負担する1%に端数が生じていないことから、計算方法についてただしました。執行部によりますと、積算上の数値の基準があり、残工事額を新労務単価で再積算した工事価格の有効桁を上位4桁として取り扱うためとのことです。

本委員会としましては、令和7年3月1日からの新労務単価を適用したことによる変更であり、正当な変更と考えるため、執行部の説明を了とし、全員、異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第57号議案工事請負契約の変更についてです。本件は、平成29年7月九州北部豪雨により被災した桂川流域、山後地区の農地改良復旧工事について、物価等の急激な変動、二次運土、建設機械の見直し、及び現地精査による設計数量の変更により、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会に議決を求められているものです。

変更内容は、請負契約額1億4,685万円を2億2,658万2,400円に改めるものです。本件

は、株式会社半田建設と工事契約を締結しているもので、今回の変更により請負契約額は7,973万2,400円の増額となります。

本委員会としましては、今回の変更はやむを得ないことと判断し、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第58号議案工事請負契約の締結についてです。

本件は、令和5年7月、豪雨で被災した林道中村白木線、5か所について工事請負契約を締結するにあたり、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例の規定により、議会の議決を求められているものです。

工事請負人は、日迎建設株式会社で、請負契約額は1億9,789万円です。工事箇所は、朝倉市杷木松末地内、工事概要については、林道中村白木線における令和5年災の復旧工事であり、復旧箇所5か所、復旧延長184メートルです。審査に当たりまして、今回の工事箇所にはのり面を含むため工事単価が高くなるとの説明を受けたことから、工事の工法についてたどりました。

執行部によりますと、モルタル枠を斜面に取り付ける現場吹付のり枠工という工法で施工を行うことで、より強固な斜面となる工法であるとのこと。これは、国の指導に基づくもので、補助率は96.8%となります。

本委員会としましては、より安全に配慮した丁寧な工事となることから、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過と結論です。本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（小島清人君） 補足説明があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で、建設経済常任委員長の報告を終わります。

これより、報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（建設経済常任委員長 熊本正博君降壇）

それでは、第52号議案土地改良事業計画の変更についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第52号議案は原案のとおり可決

されました。

次に、第53号議案工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について（黒川地区）を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第53号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第54号議案工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について（赤谷川地区（3工区））を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第54号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第55号議案工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について（赤谷川下流域地区）を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第55号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第56号議案工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について（朝倉市新庁舎）を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第56号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第57号議案工事請負契約の変更についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第57号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第58号議案工事請負契約の締結についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第58号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第47号議案の審議を行います。議案書をお開きください。

それでは、第47号議案令和7年度朝倉市一般会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第47号議案は原案のとおり可決されました。

意見書案第1号をお開きください。次に、意見書案第1号地方財政の充実・強化に関する意見書の提出についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

審査結果報告書をお開きください。

次に、懲罰特別委員会に付託していた渡辺毅議員に対する懲罰の動議を議題とします。

ここで地方自治法第117条の規定により、渡辺毅議員の退席を求めます。

（4番渡辺 毅君退席）

議事進行上、暫時休憩いたします。その場にてお願いいたします。

午前10時49分休憩

午前10時53分再開

○議長（小島清人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、懲罰特別委員長の報告を求めます。懲罰特別委員長。

（懲罰特別委員長 堀尾俊浩君登壇）

○懲罰特別委員長（堀尾俊浩君） 本定例会で当委員会に付託されました案件、渡辺毅議員に対する懲罰の動議につきまして慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について御報告いたします。

本件は、令和7年6月17日、渡辺毅議員の一般質問中において、議長から再三にわたり不穏当及び不適切な発言を控えるように注意を受け、発言を制止されたにもかかわらず、当該議員がこれに従わず発言を継続しようとした行為は、地方自治法第129条第1項の議場の秩序維持による発言制止の指示に反し、かつ朝倉市議会の規律と品位を傷つけるものであるため、当該議員に懲罰を課すものとし、浅尾静二議員ほか2名の議員の連署で、6月18日に議長へ懲罰の動議が提出されたものであります。

まず、議員は住民を代表する存在であり、公共の利益を最優先に考え、良心に従い誠実に職務を遂行する義務があること、また、本会議における一般質問は、市の一般事務全般について、執行部に対し質問することができるものであるが、議員自身が自らの発言内容や範囲を自覚し、責任ある行動を取ることが求められることが大前提としてある中、先に懲罰を科すべきか否かの審査を行いました。

今回、議長が当該議員に対し、その発言内容において事実結果に基づくその範囲内における質問に留めること、今回の一般質問の趣旨から乖離しており、質問を控えること、また当該事案の名誉を傷つけ、信用性、信頼性を損なわれ、誹謗または中傷にあたる不適切な発言であることを理由とし、発言の制止を3回にわたってされたにもかかわらず、これに応じず発言を継続しようとした当該議員の行為は、議場での秩序保持の範囲を超えており、これは今後の議事運営においても大きく影響を及ぼすものであり、懲罰を科すべきものであるとの意見がありました。

また、議員は円滑な議事運営に協力し、議長の議事整理権や秩序保持権に従う義務があ

るもので、3回の制止に対しこれに従わなかったという事実を看過してしまうと、議長の複数回の制止に従わずとも一般質問を継続できるのではないかという前例をつくることとなり、今後の議事運営に大きな影響を与えるおそれがあることから、そうならないようきちんと懲罰を科さなければいけないのではないかという意見がありました。

一方、議長からの制止を理解することが難しく、自分の主張を通し発言を継続したのではないかという当該議員の状況を察するところ、一般質問の精度にまだまだ改善する余地がある中、自身の考えで精一杯これに臨んでいく状態を考慮すると、今後の議員活動において指導及び育成することも必要であり、反省すべき点は反省させ、議事の中断を引き起こしたことに對し謝罪は必要であるものの、懲罰を科すまでには至らないのではないかという意見もありました。

これらを踏まえ、採決の結果、賛成多数で懲罰を科すべきと決しました。

次に、懲罰の種類についての審査を行いました。審査に当たり、過去の懲罰事案が指標として考えられる中で、懲罰の種類の中で一番下位のものである戒告に値するという意見がありました。また、同じ戒告に値するという理由として、これより上位の公開の議場における陳謝となると一般質問をするに当たり、より重い罰を意識することから一般質問ができなくなるおそれがあるためということでした。

採決の結果、全員一致で戒告の懲罰を科すことで決しました。

次に、正副委員長の起草によるタブレットに掲載の戒告文案により、採決の結果、全員一致で可決いたしました。以上、懲罰特別委員長の報告といたします。

○議長（小島清人君） 補足説明があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、以上で懲罰特別委員長の報告を終わります。

（懲罰特別委員長 堀尾俊浩君降壇）

ここで渡辺毅議員から、本件について一身上の弁明をしたいとの申出があります。

お諮りいたします。この申出に同意する方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小島清人君） 起立多数であります。よって、渡辺毅議員の一身上の弁明の申出は同意されました。渡辺毅議員の入場を許可します。

（4番渡辺 毅君入場）

渡辺毅議員に一身上の弁明を許可します。4番、渡辺毅議員。

○4番（渡辺 毅君） 朝倉市議会議員の渡辺毅でございます。このたびは、私の一般質問により大変お騒がせし、申し訳ありませんでした。また、弁明の機会を与えてくださったことに感謝し、弁明させていただきます。

このたびの一般質問は、市内に6棟600世帯、2,000人が居住するマンションの建設計画があることに端を発し、市民の心配する意見を代弁したものでございます。そのマンショ

ンの入居者の国籍は、中国40%、香港・台湾40%、日本・韓国20%の見込みであります。全国では、高額医療を目的に外国人が入国するケースが頻発しております。市内でもそのようなケースが出てくれば、市の財政を圧迫し、市民が支払う国民健康保険税上昇につながりかねません。このことから、給付と負担の公平性を勘案し何らかの条例を制定できないかと考え、一般質問を行ったのが私の真意でございます。

今回問題となっておりますのは、私が議長の発言の制止に従わなかったとのことですが、私は質問中は注意されているとの認識で制止されているとは思いませんでした。故意に制止を無視したわけではありません。

私が今回違反したとされる地方自治法第129条第1項にはこうあります。普通地方公共団体の議会の会議中、この法律または会議規則に違反し、その他議場の秩序を乱す議員があるときは議長はこれを制止し、または発言を取り消させ、その命令に従わないときは、その日の会議が終わるまで発言を禁止し、または議場の外に退去させることができる。以上が地方自治法第129条第1項でございます。議事録を読み返してみても、私はこの法律に違反したとは思えません。

いずれにしましても、お騒がせしましたことを反省し、今後の議員・議会活動のための糧とし、市民のため、国益のために精進してまいります。以上でございます。

○議長（小島清人君） 渡辺毅議員の退場を求めます。

（4番渡辺 毅君退場）

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。3番、飯田早苗議員。

○3番（飯田早苗君） ただいま、懲罰委員会の報告と渡辺議員の説明というか報告を聞きました。実は、この3名の方の懲罰動議が提出された後に、全協のお部屋で懲罰委員会のメンバーを決めるということと、それと懲罰に関する討議というか議論がなされております。その時に3名のベテランで、36年とか20年とか18年経験なされた議員の18番議員、17番議員、16番議員さんの内容を聞くことができたのですが、その際に、今までの経験の中ではこういう内容では懲罰にはなっていないというようなこともおっしゃっていました。それと、非社会的な行動や犯罪、パワハラとかは対象となるとか、そういうことで、いろいろな御意見が出ました。先ほども委員長がおっしゃったように秩序を乱す、品位を乱すという意見もその場で聞くことができました。

今回、懲罰に関することは私も全く初めてで、よく分からないこともありますので、先ほどの様々な意見を聞いた中で少し質疑をさせていただきたいと思っております。

1つは、先ほど質問議員がおっしゃいました第129条第1項の中で、議長は会議の秩序を乱す議員を制止したり、発言の禁止を命ずることができるということですが、議会事務局から渡辺議員の発言等の内容がラインワークスで送られてきて、私もこれを何度も読み直して、どこが問題だったのだろうか考える時間をとりました。

その際に、渡辺議員が言っているところも分かるんですね。確かに議長は、冒頭、意見

や思いを述べることを制限するものではないという一文を冒頭に言われて、質問者の立場や気持ちに一定の御配慮をされたとは私は感じておりました。再三にわたって、議長は注意喚起をされていらっしゃるんですけども、明確な発言の制止、または退場命令という段階を踏んで普通対応をとるのが通例ということも、いろいろ調べている中でわかったのですが、ラインワークスの発信された内容を精査しましたら、制止に関する明確な命令は、私はやはりなかなか感じられない部分もございました。それで、このことで今、委員長のほうから注意喚起というところでは、再三言われていらっしゃるんですけども、明確な発言制止をされたということで御発言されましたけれども、その辺のところは、どの辺のところであらうというようなことになるのかというのが、ちょっと疑問に思いますので、1点目の質疑をさせていただきたいと思います。

○議長（小島清人君） 懲罰特別委員長。

（懲罰特別委員長 堀尾俊浩君登壇）

○懲罰特別委員長（堀尾俊浩君） ただいま飯田議員が言われたことは、第129条の第1項、この部分で言われたということの認識でよろしいですか。私は、委員長として皆さんの意見を委員会の中で徴したわけです。その中で、先ほども出てまいりましたように、私たちの——それは認識の捉え方の違いがあるかもしれません。ただし、そこで文書も見ました、議事録も。その中で複数回、やっぱり制止するということに対して、それがなされてなかったというふうな認識でございまして、そういうことでの皆さんの判断ということで了解しておりますので、これをまた、どうじゃこうじゃということはいけませんと思いますけれど、そういうふうな理解で私はここで発言をさせていただきました。

○議長（小島清人君） 3番、飯田議員。

○3番（飯田早苗君） ここで、議長の命令というところの段階的な処置というところが非常に問題になってきて、捉え方の差というのもそこで出てきたのかなというふうなことで今感じました。

次の質問なんですけれども、一般質問は市民の声を行政に届けるための重要な制度だと私は思っております。制度の根幹として、議会の民主主義における言論の自由と秩序の保持のバランス、これについて委員会において協議がされたかどうかです。それと懲罰委員会ではいろんな意見が出たということをお先ほども聞きましたけれども、こういう協議もなされたかとか、またほかにもどういう意見が出たか、よろしかったら教えていただきたい。質疑をいたします。

○議長（小島清人君） 懲罰特別委員長。

○懲罰特別委員長（堀尾俊浩君） ただいまの、一般質問というのは市民からの負託に応えるという、こういうようなことという部分も言われていました。当然飯田議員が言われたようなことは、懲罰委員会の中でも出ております。ただし、そういったことも含めての判断というふうに御理解していただきたいと思います。

○議長（小島清人君） 3番、飯田議員。

○3番（飯田早苗君） 分かりました。それで最後の質問、3回目の質問ですので最後になるんですけども、今回の懲罰が市民から見てどう受け取られるかということ考えたときに、言論の封殺と映るという危険性も——言論の自由がなされていないというような危険性、そういうようなことも市民として考えられる、感じる方もおられる可能性があるということです、危険性があるということです。議会の信用性を守るという観点から、懲罰に至る前にできる対応はなかったのかということのを再度考えていただく余地はなかったのかということのを、こういうことも委員会として議論なされたのかということのを質疑させていただきます。

○議長（小島清人君） 懲罰特別委員長。

○懲罰特別委員長（堀尾俊浩君） ただいまのは、一般の市民から見れば言論の自由というものがあるということに対して守られているのか、またそういったところどうされたのかという部分があると思います。これに関して言いますと、委員会というのは設置された後の話になりますけど、その前に全協の中でもこの話をしています。その中で設置するということが決まりました。ですから我々は出た質問でこうしていますが、当然今言われたようなことというのは先ほどから繰り返しますけれど、やっぱり一議員からも出ておりました。だからそれはそれで意見としてお伺いした上での決定でございます。ですから市民からのいろんな要望、言論の自由というのを制するものじゃなくて、これはあくまでも議長からのいろんな制止とかいう部分に関してのどうなのかという部分を、私どもは懲罰の動議の中のそれに関しての判断という形で了解していただきたいと思います。以上です。

○議長（小島清人君） 3番、飯田議員よろしいでしょうか。

ほかに。14番、柴山議員。

○14番（柴山恭子君） お尋ねいたします。議長が一般質問の内容以外の質問となっておりますので、以後やめてくださいというような一文がありますが、どこの部分が通告以外の質問となっておりますかと判断されているのかを聞きます。

○議長（小島清人君） 懲罰特別委員長。

○懲罰特別委員長（堀尾俊浩君） 今言わっしゃったのはどの部分が通告以外というものか……。

○議長（小島清人君） 暫時休憩いたします。

午前11時16分休憩

午前11時17分再開

○議長（小島清人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

懲罰特別委員長。

○懲罰特別委員長（堀尾俊浩君） ただいまの分に関しましては通告という分がありました。その中では外資系という部分がございます、それが具体的に言えば中国という名前に変わってきているという部分がございます、それは通告外という形での指摘であるというふうに判断しております。以上です。

○議長（小島清人君） よろしいでしょうか。14番、柴山議員。

○14番（柴山恭子君） 今回の問題は、議長の制止にもかかわらず一般質問を続行したという点にあります。その中で議会の中を乱したということでありましたが、議長が制止された一般質問の、なんていう、内容がどれほど乖離しちよったのかを話合いがされたのでしょうかという私の意見です。分かりませんか。分からん。

じゃあもう一回。議長が制止されたのはなぜですか。

○議長（小島清人君） 懲罰特別委員長。

○懲罰特別委員長（堀尾俊浩君） なぜですかと言われますけれど、それは先ほども述べました。事実結果に基づくその範囲内に質問をとどめること、一つがです。それから一般質問の趣旨から乖離している、そして当該事案の名誉を傷つけ、信用性、信頼性が損なわれる、誹謗または中傷にあたる、そういったことが理由になります。ですから先ほど申し上げましたように、通告でありました外資系というそういう部分から、いつの間にか具体的な国名というのに変わったというようなことも含めてであると私は思っております。

○議長（小島清人君） ほかになければこれをもって質疑を終了いたします。

（懲罰特別委員長 堀尾俊浩君降壇）

○議長（小島清人君） それでは渡辺毅議員に対する懲罰の動議を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。この採決は起立により行います。本件に対する委員長報告は委員会起草による戒告文により、渡辺毅議員に戒告の懲罰を科すこととあります。本件は委員長報告のとおり決することに、賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小島清人君） お座りください。起立多数であります。よって、渡辺毅議員に戒告の懲罰を科すことは可決されました。

渡辺毅議員の着席を許可します。

（4番渡辺 毅君着席）

ただいまの議決に基づいて、これから渡辺毅議員に懲罰の宣告を行います。

渡辺毅議員に戒告の懲罰を科します。これから戒告文を朗読します。渡辺毅議員の起立を命じます。

（4番渡辺 毅君起立）

渡辺毅議員は、6月17日の定例会の一般質問において、議長から再三にわたり不穏当及び不適切な発言を控える旨の注意を受けたが応じなかった。これは議会の秩序維持に反する行為であり、議員の職分に鑑み誠に遺憾である。

よって、地方自治法第135条第1項第1号の規定により戒告する。令和7年6月27日。
渡辺毅議員の着席を許可します。

(4番渡辺 毅君着席)

議事進行上、暫時休憩いたします。午前11時35分に再開します。

午前11時23分休憩

午前11時35分再開

○議長（小島清人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより追加議案の上程を行います。

市長提案理由説明書（2）をお開きください。

本日、市長から議案2件が提出されました。これらを一括上程し、まず市長に第59号議案朝倉市教育委員会委員の任命についての提案理由の説明を求めます。市長。

(市長登壇)

○市長（林 裕二君） 皆様方には連日の御審議、誠にありがとうございます。

ただいまから本日追加提案いたしました議案につきまして、提案理由の概要を説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

第59号議案朝倉市教育委員会委員の任命につきましては、朝倉市教育委員会委員に泉真知子を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

十分なる御審議を賜り、御同意いただきますようお願い申し上げます。

(市長降壇)

○議長（小島清人君） 補足説明があれば承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小島清人君） なければ、以上で提案理由の説明は終わりました。

議案考案のため暫時休憩いたします。その場にてお願いいたします。

午前11時37分休憩

午前11時38分再開

○議長（小島清人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案書（2）をお開きください。

これより追加議案の質疑を行います。質疑は申し合わせにより同一議題について1人3回までとなっております。御了承願います。

それでは、第59号議案朝倉市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、追加議案の委員会付託を行います。

お諮りします。第59号議案については会議規則第35条第3項の規定により、委員会付託を省略し直ちに本会議において議決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

それでは第59号議案朝倉市教育委員会委員の任命についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よって、第59号議案は原案のとおり同意されました。

ここで、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、

11番堀尾俊浩議員

を追加指名いたします。

市長提案理由説明書(2)をお開きください。

次に、第60号議案朝倉市監査委員の選任について、市長に提案理由の説明を求める前に、地方自治法第117条の規定により、半田雄三議員の退席を求めます。

(10番半田雄三君退席)

○議長(小島清人君) それでは、市長に提案理由の説明を求めます。市長。

(市長登壇)

○市長(林 裕二君) 第60号議案朝倉市監査委員の選任につきましては、議員のうちから半田雄三を朝倉市監査委員として選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

十分なる御審議を賜り、御同意いただきますようお願い申し上げます。

(市長降壇)

○議長(小島清人君) 補足説明があれば承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、以上で提案理由の説明は終わりました。

議案考案のため、暫時休憩いたします。その場にてお願いいたします。

午前11時41分休憩

午前11時42分再開

○議長（小島清人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案書（2）をお開きください。

これより、追加議案の質疑を行います。質疑は申し合わせにより、同一議題について1人3回までとなっております。御了承願います。

それでは、第60号議案朝倉市監査委員の選任についてを議題といたします。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、追加議案の委員会付託を行います。

お諮りします。第60号議案については、会議規則第35条第3項の規定により委員会付託を省略し、直ちに本会議において議決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

それでは、第60号議案朝倉市監査委員の選任についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第60号議案は原案のとおり同意されました。

ここで半田雄三議員の着席を許可します。

（10番半田雄三君着席）

○議長（小島清人君） お諮りいたします。渡辺毅議員から、17日の本会議における一般質問中の質問の一部について配慮に欠ける発言であるとの理由から、会議規則第62条の規定により取り消したいとの申出がありました。この申出を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

これにて、令和7年第4回朝倉市議会定例会を閉会いたします。

午前11時45分閉会